

古賀市木造戸建住宅耐震改修工事費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助することにより、その実施の促進を図り、もって震災に強いまちづくりの推進に資することを目的として交付する古賀市木造戸建住宅耐震改修工事費補助金（以下「補助金」という。）について、古賀市補助金交付規則（昭和46年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」に記載された「一般診断法」により、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第2条第1項の建築士が、建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (2) 耐震改修工事 耐震診断において、木造戸建住宅の上部構造評点が1.0未満と評価されたものを建物全体で1.0以上に、又は1階部分を1.0以上になるように補強する工事をいう。
- (3) 木造戸建住宅 在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁構法で建築された木造一戸建て住宅をいう。ただし、店舗等との用途を兼ねるものは、当該店舗等の用に供する部分の延べ面積が建築物全体の延べ面積の2分の1未満のものに限る。
- (4) 建築主 市内にある木造戸建住宅を所有する者又は市長が必要と認める者で、当該木造戸建住宅について耐震改修工事を行う者をいう。
- (5) 市内業者 市内に本店、支店若しくは営業所を有する法人又は個人で事業を行う施工業者で規則第4条各号のいずれにも該当しないものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、建築主で次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。
- (2) 補助対象者の属する世帯の全員が市税を滞納していないこと。
- (3) 自治会に加入していること。
- (4) 補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の2月末日までに耐震改修工事を終了し、補助金の交付請求をすることができること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象住宅)

第4条 補助金の交付対象となる木造戸建住宅は、耐震改修工事が予定されているもので、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 市の区域内に存すること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築又は工事に着手したもの。
- (3) 地上階数が2以下のもの。
- (4) 建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の関係法令の規定に違反していないもの。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、耐震改修工事に要する費用のうち、補助対象住宅の居住の用に供する部分の耐震改修工事(以下「補助事業」という。)に要する経費(設計等の業務に関する経費を含む。)とする。

(補助率等)

第6条 補助金の交付は、予算の範囲内において補助事業に要する経費の10分の2に相当する額とし、1件につき30万円を上限とする。ただし、市内業者と補助事業に係る請負契約を締結した場合には、補助事業に要する経費の10分の3に相当する額とし、1件につき45万円を上限とする。

2 補助金を算定するに当たっては、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(事前協議)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「交付申請者」という。)は、補助事業に係る請負契約を締結する前に、市長と協議を行わなければならない。

(補助金の交付申請)

第8条 交付申請者は、古賀市木造戸建住宅耐震改修工事費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 確認済証及び検査済証の写しその他補助対象住宅の建築年月日が分かる書類
- (3) 登記事項証明書(補助対象住宅に係る全部事項証明をいう。)その他の補助対象住宅の所有者等が分かる書類
- (4) 耐震診断結果報告書の写し
- (5) 補助事業に係る計画及び経費を確認できる設計図書並びに工事費見積書(いずれも施工業者等の押印のあるものとする。)
- (6) 市税に滞納がない証明書(申請日前1月以内に交付されたものとし、生計を一にする者があるときは、当該生計を一にする者に係る証明書を

含む。)

- (7) その他市長が必要と認める書類
(補助事業の遂行)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、当該決定に付した補助条件に従い適切に事業を遂行しなければならない。

- 2 市長は、施工業者等が補助事業に係る設計及び施工をするに当たり、法第10条第1項第2号及び建設業法(昭和24年法律第100号)第7条第3号に規定する不正又は不誠実な行為があると認めるときは、当該施工業者等が事業の許可を受けている監督官庁に報告することができる。

(実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、速やかに古賀市木造戸建住宅耐震改修工事費補助金事業完了実績報告書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 施工前及び施工後の工事写真(改修箇所ごとの施工内容が確認できるものに限る。)
(2) 契約書の写し
(3) 請求書の写し
(4) 領収書の写し
(5) 施工証明書(施工業者の押印のあるものとする。)
(6) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付請求)

第11条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付を請求しようとするときは、古賀市木造戸建住宅耐震改修工事費補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、虚偽の申請その他不正な行為により当該決定を受けたときは、その全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は書面により通知するものとする。

(書類の整備及び保存)

第13条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業に関する領収書その他の関係書類を整理し、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。